

国民健康保険税

係加入保年金課保加入係
☎724・2124 FAX724・1182

保険税(料)の納め方

保険税(料)のお支払い方法には、特別徴収と普通徴収があります。実際の納付方法については、納税(入)通知書をご確認ください。

特別徴収

介護保険料と後期高齢者医療保険料、または国民健康保険税が年金天引きとなります。

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税については口座振替に変更できます。詳しくは、保険年金課納付係へお問い合わせ下さい。

※介護保険料は、普通徴収に変更することはできません。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、口座振替または納付書で直接納めることになります。

★口座振替が便利です

口座振替にすると納め忘れの心配がなく、一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に引き落としになるので便利です。

ご注意 国民健康保険で口座振替にしていた方でも、後期高齢者医療制度に移行する方は、改めて口座振替の申し込みが必要になります。

★コンビニエンスストアでもお支払いができます

ご注意 バーコード印字のない納付書は使用できません。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料＝保険年金課納付係☎724・2125、介護保険料＝介護保険課納付係☎721・3110

納期のご案内

一特別徴収一

4月、6月、8月・・・仮徴収

2012年2月と同額または前年度の賦課状況を基に暫定的に天引きします。

10月、12月、2月・・・本徴収

7月の決定に基づいて年間保険税(料)額から、すでに年金天引きされた金額を差し引いて天引きします。

※介護保険料では、仮徴収額と本徴収額に差がある場合、8月から調整しています。

※6月または8月から特別徴収開始になる方もいます。

一普通徴収一

7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月

口座振替の登録をしている方は、納付期限日に引き落としとなります。

※9月までは普通徴収、10月からは特別徴収に切り替わる方もいます。納税(入)通知書でご確認ください。

【保険税の算出方法】
国民健康保険税は、次の3つの合計からなります。
①医療分：加入者の医療費に充てられます。
②後期高齢者支援金分：75歳以上の方の医療制度への支援分です。
③介護分：40歳以上65歳未満の方に負担いただく介護保険料の負担分です。
①～③がそれぞれ(A)所得割額、(B)均等割額、(C)所得割額、(D)均等割額、(E)所得割額にそれぞれ乗じて、合計額が次のおり判明している世帯に対して、それぞれの軽減率で減額を行います。

【保険税の軽減】
①所得に係る軽減について
賦課期日(4月1日)現在、世帯主と加入者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額が次のとおり判明している世帯に対して、それぞれの軽減率で減額を行います。
※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、継続して同一の世帯に属する方です(移行後5年に限る)。
○33万円以下 均等割額・平等割額軽減率：10分の7

○33万円～24万5000円×(加入者と特定同一世帯所属者(いずれも世帯主を除く)の数)の額以下 均等割額・平等割額軽減率：10分の5
○33万円～35万円×(加入者と特定同一世帯所属者の数)の額以下 均等割額・平等割額軽減率：10分の2
※1947年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等の受給者の方は公的年金所得から15万円を限度に控除があります。

【保険税の減免】
次のいずれかに該当して生活が著しく困窮し、保険税の納付が困難と認められる場合は減免の申請ができます。
○災害により甚大な被害を受けた場合
○病気、負傷などにより所得が一定以下に減少し、就労復帰の見込みがない場合
○非自発的失業や休業による所得が一定以下に減少した場合(非自発的失業者の保険税軽減に該当する場合を除く)
※減免の詳しい基準については保険年金課加入係にご相談下さい。

す(表4参照)。
今回の納税通知書は、5月末までの届出内容及び保険年金課で把握した前年所得を基に算定しています。6月以降の加入脱退手続きや、6月以降に取得した所得情報は反映されていません。それらを反映した納税通知書は、8月以降にお送りします。

等割額軽減率：10分の7
○33万円～24万5000円×(加入者と特定同一世帯所属者(いずれも世帯主を除く)の数)の額以下 均等割額・平等割額軽減率：10分の5
○33万円～35万円×(加入者と特定同一世帯所属者の数)の額以下 均等割額・平等割額軽減率：10分の2

職等)であって受給資格がある方です。
申請により、前年の給与所得をその3割とみなして計算します。申請については健康年金課加入係にご相談下さい。

表4 2012年度国民健康保険税の税額(率)

| | ①医療分 | ②後期高齢者支援金分 | ③介護分 |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| (A)所得割額〔加入者個々の前年所得から基礎控除額(33万円)を引いて税率をかけて算定：(2011年中の所得計-33万円)×各税率〕 | 4.08% (0.0408) | 1.38% (0.0138) | 1.17% (0.0117) |
| (B)均等割額 (加入者1人について) | 年1万9700円 | 年6800円 | 年8400円 |
| (C)平等割額 (1世帯について) | 年9000円 | 年3000円 | 年3000円 |
| (D)課税限度額※ (1世帯について) | 年51万円 | 年14万円 | 年12万円 |

※課税限度額＝(A)、(B)、(C)の合計額が(D)を超えた場合、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護分それぞれの年税額は(D)の金額となります。

ジェネリック医薬品は、低価格で安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品です。安全性も品質もほぼ同じで、薬代が平均で3割から5割節約できます。市では、毎年増加傾向にある医療費の適正化を図り、ジェネリック医薬品の普及促進のため、「ジェネリック医薬品



ジェネリック医薬品希望カードを配布します。上は国民健康保険用、下は後期高齢者医療用

品希望カード」を配布します。このカードを医療機関に提示することで、ジェネリック医薬品を希望する意図があることが簡単に伝わりますので、是非ご利用下さい。カードは、7月にお送りする国民健康保険納税通知書、後期高齢者医療被保険者証に1枚同封します。また、保険年金課、各市民センターでも配布しています。

なお、ジェネリック医薬品が製造されていない薬や、取り扱いをしていない調剤薬局もありますので、医師、薬剤師にご相談下さい。
国民健康保険・保険給付係☎724・2130、高齢者医療係☎724・2144

お送りします

国民健康保険 高齢受給者証 (更新証)

70歳～74歳の国民健康保険加入者の方にお持ちいただく「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、2012年7月31日です。

8月1日からお使いいただく「国民健康保険高齢受給者証」を、7月中にお手元に届くよう、世帯主の方宛に普通郵便でお送りします。

今回お送りする高齢受給者証の有効期限は2013年3月31日です(途中で75歳になる方は、誕生日の前日まで)。4月1日からのものは3月中にお送りします。

国民健康保険課☎724・2124 FAX724・1182

7月の母子健康案内 お気軽にご相談下さい

| 事業名 | 会場 | 開催日 | 時間 | 対象 | 内容 | |
|---|----------------------------|---------------|------------------------------------|------------------|--------------------------------|---|
| もうすぐママ・パパのためのふれびよクラス(母親学級) - 3日間コース(申し込み制) ☎電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ。 | 健康福祉会館 | 6日(金) | 午後1時30分～4時 | 16～35週の妊婦とその夫 | 1日目 | 妊娠中の過ごし方、歯の衛生、栄養と食生活 |
| | | 13日(金) | | | 2日目 | 母乳のお話、お産のときのリラックス法 |
| | | 21日(土) | 午後1時～3時 | | 3日目 | もく浴実習、妊婦体験、新生児の保育 |
| 離乳食講習会(申し込み制) ☎電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ。 | 健康福祉会館 | 初期 | 午前9時55分～11時45分 受付＝午前9時30分から | 4～5か月児 | 離乳食の進め方のお話と試食(いずれの回も同一内容) | |
| | | 後期 | | | 20日(金) | ①午前9時35分～10時35分 受付＝午前9時20分から ②午前11時～正午 受付＝午前10時45分から |
| 乳幼児・母性相談 ※母子手帳をお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。 | 健康福祉会館 | 2日、23日、30日(月) | 受付 午前9時45分～11時30分 午後1時30分～3時 | 2か月以上の未就学児とその保護者 | 身長・体重測定、保育相談、栄養相談、歯科相談、母親からの相談 | |
| | 鶴川分館 | 5日(木) | | | | |
| | 小山市民センター 子どもセンター ばあん | 11日(水) | | | | |
| | 町田リサイクル文化センター | 13日(金) | | | | |
| | | 18日(水) | | | | |

健康づくり

こころ教室

市内在住の方
※昨年度、同教室に参加された方はご遠慮下さい。
7月11日(水)午前10時～午後3時
場市民センター

健康課☎725・5422 FAX725・5198

健康案内

午前11時～骨密度測定、グループワーク、講話「運動の話と実技」、午後11時講話「骨粗しょう症の病態と治療」「予防食について」
講義整形外科医、健康運動指導士、栄養士
定20歳～64歳の方20人、65歳以上の方40人(いずれも申し込み順)
6月21日正午から電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ。
健康課☎725・5178 FAX725・5198